

# 青森県報

第四千二百十七号

平成二十八年  
十月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青森県受療動向調査の実施	……………	(医療薬務課)	…	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	……………	(保健衛生課)	…	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	……………	(同)	…	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出	……………	(同)	…	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	……………	(同)	…	三
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出	……………	(同)	…	三
公共測量の実施	……………	(監理課)	…	四
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	……………	(県民生活文化課)	…	四
農用地利用配分計画の認可申請	……………	(構造政策課)	…	四
出先機関	……………	(西北地域)	…	六
土地改良区の定款変更の認可	……………	(県民局)	…	六

告

示

青森県告示第六百七十号

青森県受療動向調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 調査の目的

青森県内の病院、一般診療所、歯科診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、保健医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。また、青森県保健医療計画の見直しに係る基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査対象の範囲

県内全域の病院、一般診療所、歯科診療所。ただし、一般診療所については、特定の者を対象とする医務室(自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医務室。以下「医務室」という。)を除く。

#### 三 報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は次に掲げる事項とする。

性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来区分、受療の状況、診療科名、肝炎ウイルス検査の状況、透析治療の状況、紹介の状況、来院時の状況、病床の種類、入院の状況。ただし、歯科診療所の場合は、診療科名、肝炎ウイルス検査の状況、透析治療の状況、紹介の状況、来院時の状況、病床の種類を除く。

2 報告を求める基準となる期日は、平成二十八年十月二十七日(木)とする。ただし、当該日が休診又は半休診の場合は同月二十八日とする。

#### 四 報告を求める者

県内全域の病院、一般診療所(医務室を除く)、歯科診療所の全患者とする。

#### 五 報告を求めるために用いる方法

調査票は保健所から医療施設に郵送し、医療施設の管理者が調査項目により記入し、保健所に郵送により提出する。

#### 六 報告を求める期間

平成二十八年十月二十八日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第六百七十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
どんぐり薬局	上北郡七戸町字道ノ上一七の二	平成 六・九・一五
ヘルシークラブアベイ	青森市長島一丁目六の六クロスタワー ア・ベイ一階	六・九・元
六戸町国民健康保険病院	上北郡六戸町大字犬落瀬字後田四二の一	六・九・三〇
こじか薬局	八戸市南類家二丁目一の一	"
おかじま調剤薬局旭町店	青森市北金沢二丁目一〇の二一	"

青森県告示第六百七十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五十五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヘルシークラブアベイ	青森市長島一丁目六の六クロスタワー ア・ベイ二階	平成 六・九・三〇
菊池内科クリニック	青森市古川二丁目九の四	六・九・六

六戸町国民健康保険診療所	上北郡六戸町大字犬落瀬字後田四二の一	六・一〇・一
二チイケアセンター三沢訪問看護ステーション	三沢市大町二丁目八の三	"
訪問看護ステーション原ケ平	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	六・一〇・三

青森県告示第六百七十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったため、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	おかじま調剤薬局栄町店	青森市栄町二丁目一〇の一七	平成 六・九・二
変更後	リヴ調剤薬局栄町店		
変更前	おかじま調剤薬局松原店	青森市奥野二丁目一〇の二	"
変更後	リヴ調剤薬局松原店		
変更前	くすし調剤薬局	青森市久須志四丁目三の一六	"
変更後	リヴ調剤薬局くすし店		
変更前	おかじま調剤薬局堤店	青森市堤町二丁目三の一一	"
変更後	リヴ調剤薬局堤店		
変更前	おかじま調剤薬局八重田店	○青森市八重田二丁目一三の一	"
変更後	リヴ調剤薬局八重田店		

指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科目	指定期日
--------	----	--------------------	------	------

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年十月二十六日

青森県告示第六百七十四号  
 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前								
訪問看護ステーションふくろう	八戸市吹上二丁目八の三一東誠会館一階	八戸市類家五丁目二五の二二	六・一〇・一	リヴ調剤薬局なみおか	青森市浪岡大字女鹿沢字平野二一七の二九	六・九・五	どんぐり薬局なみおか	青森市長島二丁目八の三	リヴ調剤薬局長島店	青森市青柳二丁目四の八	リヴ調剤薬局青柳店	青森市浪館前田三丁目二七の二五	リヴ調剤薬局三内店	青森市浪館前田三丁目二七の二五	リヴ調剤薬局三内店	おかじま調剤薬局三内店	おかじま調剤薬局三内店

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	指定医の区分
神村 典孝	竹内 侯雄	伊藤眼科クリニック	青森県立中央病院	高松病院	六戸町国民健康保険病院	氏名
つがる西北五広域連合病院	弘前市大字富野町一	青森市東造道一丁目四の三	青森市東造道二丁目一の	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	上北郡六戸町大字大落瀬字後田四二の一	名
泌尿器科	眼科	眼科	精神科	精神科	内科	主として指定難病の診断を行う医療機関
〃	〃	〃	〃	〃	〃	所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	担当する診療科名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	変更年月日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年十月二十六日

青森県告示第六百七十五号  
 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

難病指定	松本 立也	ちよつじやの森内科クリニック	八戸市大字糠塚字下道七の三二	循環器内科	平成 六・一〇・一三
------	-------	----------------	----------------	-------	------------

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指	定難 医病 指
太 佐 々 木 洸	松 山 淳	高 橋 浩 司	成 田 穂 積	協 立 ク リ	六 戸 町 国 民 健 康 保 険 診 療 所	六 戸 町 国 民 健 康 保 険 病 院	一 部 事 務 組 合 下 北 医 療 セ ン タ ー つ 総 合 病 院
青 森 市 東 大 野 二 丁 目 二 の 二	青 森 市 東 造 道 二 丁 目 一 の 一	上 北 郡 六 戸 町 大 字 犬 落 瀨 字 後 田 四 二 の 一	上 北 郡 六 戸 町 大 字 犬 落 瀨 字 後 田 四 二 の 一	内 科	六 戸 町 国 民 健 康 保 険 病 院	上 北 郡 野 辺 地 町 字 鳴 沢 九 の 一 二	む つ 市 小 川 町 一 丁 目 二 の 八
内 科	科 緩 和 医 療	内 科	内 科	内 科	内 科	内 科	整 形 外 科
"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第六百七十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

弘前市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影・写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十八年九月二十四日から平成二十九年三月十五日まで

四 測量の地域

弘前市全域（国有林を除く。）

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポツケル

三 代表者の氏名

福土 一

四 主たる事務所の所在地

八戸市西白山台五丁目一の二二

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の地域住民全てに対して、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、高齢者・障害者・児童及びその家族の生活の支援に関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一

項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から一週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者		申請日
		賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける者	
小山内勝	弘前市大字下湯口字青柳一四六の二	弘前市大字小沢字大開二二の二	弘前市大字沢田字園村三四の二	平成二六・一〇・七
小山内勝	弘前市大字下湯口字青柳一四六の二	弘前市大字中別所字向野二二二	弘前市大字小杉扇田五〇ほか六筆	"
對馬重則	弘前市大字宮館字房崎四一の二	弘前市大字高野字柳田三九七ほか二筆	弘前市大字高野字柳田三九七ほか二筆	"
對馬明宏	平川市松館井ノ上三一	平川市大字高野字柳田五二二	平川市大字高野字柳田五二二	"
田邊勇雄	平川市尾上栄松一八五の三	平川市日沼高田七五ほか三筆	平川市日沼高田七五ほか三筆	"
一戸喜美男	平川市蒲田一本松二九の二	平川市大字高野字柳田三二六	平川市大字高野字柳田三二六	"
金谷勝	五所川原市大字高野字広野五九の二七	五所川原市大字高野字柳田三二六	五所川原市大字高野字柳田三二六	"
金谷勝	五所川原市大字高野字広野五九の二七	五所川原市大字高野字柳田三二六	五所川原市大字高野字柳田三二六	"
工藤博	五所川原市大字高野字北原一九〇の一	五所川原市大字高野字柳田三七〇ほか四筆	五所川原市大字高野字柳田三七〇ほか四筆	"
工藤博	五所川原市大字高野字北原一九〇の一	五所川原市大字高野字柳田三七四	五所川原市大字高野字柳田三七四	"
今茂	五所川原市大字高野字北原一〇	五所川原市大字高野字柳田三二六	五所川原市大字高野字柳田三二六	"

今茂	五所川原市大字高野字北原一〇	五所川原市大字高野字柳田四七一の二ほか三筆	"
金谷勝	五所川原市大字高野字広野五九の二七	五所川原市大字高野字柳田二八二	"
今茂	五所川原市大字高野字北原一〇	五所川原市大字高野字柳田三二〇ほか一筆	"
農事組合法人野田営農組合	八戸市南郷大字島守字帳塚九の二	八戸市南郷大字頃巻沢字倉前下五六の二ほか一筆	"
株式会社興農ファームあおもり	南津軽郡田舎館村大字東光寺字稲田一七の二	南津軽郡田舎館村大字豊時字北前田一六九	"
一戸喜美男	平川市蒲田一本松二九の二	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字富柳五六ほか六筆	"
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町字家ノ下六の二	上北郡七戸町字作田道五一の二	"
小又秀一	上北郡七戸町字森ケ沢二五の四	上北郡七戸町字天間館大沢一四の二	"
枋木光明	上北郡七戸町字榎林家ノ前九九の二	上北郡七戸町字小川向三五の五ほか二筆	"
古屋敷育	上北郡七戸町字上平三の四	上北郡七戸町字後平八一八ほか九筆	"
有限会社みらい天間林	上北郡七戸町字家ノ下六の二	上北郡七戸町字天間館大沢三八の九ほか一筆	"
森野明人	上北郡七戸町字太田一三の五	上北郡七戸町字太田一一五の二	"
佐伯好一	上北郡東北町字滝沢平一六六の二	上北郡七戸町字川口一四七の二ほか二筆	"
下浅弘	上北郡東北町字外姥沢北久保九八	上北郡東北町字外姥沢北久保四一の二ほか一筆	"
下浅金悦	上北郡東北町字外姥沢北久保八七	上北郡東北町字外姥沢前平七八の四八	"
上崎康雄	上北郡東北町字保戸沢家ノ後二〇	上北郡東北町字外姥沢後久保四一の二	"
佐伯好一	上北郡東北町字滝沢平一六六の二	上北郡東北町字滝沢平二の二	"

吹越三男	上北郡東北町字往来ノ 下五一の九	上北郡東北町字往来ノ上二 五の一	"
農事組合法人 北栄トラク ター利用組合	上北郡東北町字夫雑原 四六一	上北郡東北町字夫雑原四一 の一 二 ほか一筆	"
農事組合法人 北栄トラク ター利用組合	上北郡東北町字夫雑原 四六一	上北郡東北町字夫雑原四一 の 一 ほか一筆	"
有限会社大森 カウステ ーション	上北郡六ヶ所村大字倉 内字芋ヶ崎七七〇	上北郡六ヶ所村大字尾駿字 猿子沢一〇七の四ほか一筆	"
小向昭一	上北郡おいらせ町獺野 二二	上北郡おいらせ町下境九四 の 一 ほか一筆	"
日ヶ久保亨	上北郡おいらせ町沼端 四〇の二	上北郡おいらせ町深沢平七 九三の一	"
中村敏子	上北郡おいらせ町豊栄 一丁目二〇一	上北郡おいらせ町向山東一 丁目三一七六	"
松本勝雄	上北郡おいらせ町木崎 一〇〇	上北郡おいらせ町間木五五 の 一 ほか一筆	"
谷川悟	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の八〇九	上北郡おいらせ町向平一一 八八ほか四筆	"
谷川悟	上北郡おいらせ町二川 目一丁目七三の八〇九	上北郡おいらせ町向平一一 八六ほか一筆	"
蛭名一満	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡おいらせ町沼小屋一 二七	"
蛭名一満	上北郡おいらせ町南下 田四八の七	上北郡おいらせ町沼小屋一 二八の一	"
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落 瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊一〇の 九ほか六筆	"
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落 瀬字七百二八	上北郡おいらせ町向山東四 丁目二の七〇〇ほか二十五 筆	"
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落 瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊栄一丁 目一九三ほか九筆	"
福田大介	三戸郡新郷村大字戸来 字扇ノ沢八の一	三戸郡新郷村大字西越字木 ノ間一三六	"

**出 先 機 関**

我満鉄男	青森市大字孫内字山科 一七の一五四	青森市大字孫内字山科一七 八の一ほか三筆	"
津島吉晴	青森市大字後潟字平野 一一五の一	青森市大字後潟字平野四二 八の一ほか四筆	"
佐々木公洋	青森市大字奥内字平塚 一一の五	青森市大字西田沢字沖津三 五一の三七	"
佐々木公洋	青森市大字奥内字平塚 一一の五	青森市大字西田沢字沖津三 五一の二二	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大田  
光土地改良区の定款の変更を平成二十八年十月五日認可したので、同条第三項の規定  
により公告する。

平成二十八年十月二十六日

西北地域県民局長 山 本 馨

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七十七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭	